

Title	アパルトヘイトとアフリカーナー・ナショナリズム
Sub Title	Apartheid and Afrikaner nationalism
Author	小田, 英郎(Oda, Hideo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.2 (1965. 2) ,p.20- 50
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650215-0020

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

アパルトヘイトとアフリカーナー・ナショナリズム

小 田 英 郎

- 一 問題視角の設定
- 二 アパルトヘイトの実態とその論理
- 三 アパルトヘイトの矛盾
- 四 アフリカーナー・ナショナリズムのゆがみ
- 五 むすび

一 問題視角の設定

アフリカ現代史を規定する二すじのメイン・カレントは、いうまでもなく決定的に後退する西欧植民地主義と、その対流としての前進するアフリカ民族主義であるが、この両者の「政權交代」は、かならずしも平坦なコースをたどってはいない。すさまじい「ワイルド・オフ・チェンジ」の嵐は、体制としての植民地主義支配を急速に吹きはらいつつあるけれども、「白人対黒人」あるいは「植民者対土着民」の関係は、政治・経済・社会構造の深部からにじみでた矛盾として、現在のアフリカにおける

一部地域の情勢を依然として規定しているといわなければならない。

一般的にいって、この種の矛盾は、比較的人種的同質性にとむ西アフリカでは稀薄であるのに対して、ヨーロッパ人、アジア人が社会のなかに根をおろしている東アフリカ、南部アフリカでは、重大な問題を提起している。けだしそれは、その社会を構成するさまざまな人種が、利害の調整を十分にこころみることなくして、それぞれアフリカ（大陸）人としての権利を主張するからである。

ところで、この種の矛盾がもつとも尖锐なかたちで顕在化している地域はといえば、南アフリカ共和国に指をくつせざるをえないであろう。ここでは、「アフリカ人へのバトン・タッチ」あるいはアフリカ人との融合がおこなわれるどころか、ぎやくにバアスカップ⁽²⁾ (Baaskap ≡ 白人優越主義) にもとづく一種の時代錯誤的なアパルトヘイト⁽³⁾ (Apartheid ≡ 人種差別政策) が、ときとともに、しだいに強化されてきているのである。

このような、歴史の流れに逆行する南アフリカ共和国のいき方は、ほとんど全世界の国々、国連をはじめとする国際諸機関から熾烈なまでの非難と反対とをよびおこしており、ついには一九六二年秋の第一七回国連総会では、「南アフリカ共和国の国連除名を検討するよう安全保障理事会に正式に要請する」決議案が採択されるという、国連史上未曾有の事態さえ発生するにいたつたのである。⁽⁴⁾ このほか国連総会・安全保障理事会・信託統治委員会等による対南ア非難決議、経済制裁決議が毎年のようにおこなわれているばかりでなく、一九六四年六月には、アパルトヘイトをあらためさせるための必要な措置を検討する専門委員会設置が安全保障理事会で決議されている。⁽⁵⁾ また、一九六四年四月には南アフリカ共和国制裁国際会議が四〇カ国の代表・オブザーバーを集めてロンドンで開催され、「南アへの経済制裁は可能である。南アのアパルトヘイトをやめさせるため、世界が早急に行動をとるよう要請する」という宣言を発表している。⁽⁶⁾ 世界保健機関(WHO)総会が南アフリカ共和国を除名するための憲章修正決議案を可決し⁽⁷⁾ (一九六四年三月)、国際労働機関(ILO)総会も同国を追放する案

を採択したこと⁽⁹⁾ (一九六四年七月)は、まだ記憶にあたらしい。

さらに、アパルトヘイトに対するアフリカ諸国の反応をみれば、独立アフリカ諸国会議、全アフリカ人民会議、カサブランカ会議、モンロビア会議、アフリカ統一機構会議、等で毎回のよう⁽¹⁰⁾に非難決議が採択され、また南ア商品ポイコットをおこなうことがさだめられている。

こうして、南アフリカ共和国は「アフリカの孤児」、「世界の孤児」としてまさに四面楚歌のうちにたつているのであるが、同国がこれほどの犠牲をはらつてまで固執しているアパルトヘイトとはいつたいどういふものであろうか。同国がそれを固執する理由はなんであらうか。

こうした疑問にみずから解答しようとする場合、われわれは、前述の対南ア非難がもつ倫理的・道徳的正当性を承認しながらも、ひとまずそれをはなれて、南アフリカ共和国の特殊条件を検討することにより、アパルトヘイトの論理、アパルトヘイトの特殊南アの「正統性」といつたものを把握することが必要であらう。

ところで、南アフリカ共和国の特殊条件について C・R・ニクソンは、「南アフリカでは情勢はことなつてい⁽¹¹⁾る。そこでは、アフリカ人は、その国内的・国際的政治利益のためにアフリカ人の要求は認めなければならないことをやむをえず承認している帝国主義勢力にはなくて、いまひとつの土着のナシヨナリズム——アフリカーナー・ナシヨナリズムに当面しているのである」とのべている。南アフリカ共和国の政治が一九四八年以来アフリカーナーに独占され、かれらの手でアパルトヘイトなる人種差別政策が作成、強化されている事実をあわせ考えれば、アパルトヘイトをアフリカーナー・ナシヨナリズムとの関連において考察するのもつとも妥当であらう。

本稿においては「アフリカーナー・ナシヨナリズムの帰結としてのアパルトヘイト」という観点から、まず、アパルトヘイトの実態についての簡単な素描をおこない、つぎにアパルトヘイトの矛盾を解明し、最後にアパルトヘイトをうみだすに

いたつたアフリカーナー・ナシヨナリズムのゆがみに関する考察を試みることにしたい。

(1) 一九六〇年はじめにアフリカ各地を歴訪したマクミラン英連邦首相(当時)は、同年二月、南アフリカ連邦(現南アフリカ共和国)議会における演説のなかで、「二〇世紀」とくに戦争終結以来、かつてヨーロッパに民族国家をうみだした過程が全世界にふたたびくりかえされている。何世紀ものあいだ他国に従属して生きてきた人びとのあいだにおこつた、民族意識のめざめを、われわれはまのあたりにもっているのである。一五年まえ、この運動はアジア中にひろがつた。こんにち、おなじことがアフリカにおこりつつある。…変革の嵐がこの大陸を吹きまくっている。われわれが好むと好まざるにかかわらず、この民族意識の成長は政治的事実である。われわれはそれを事実として受けいれなければならない。そして、われわれの政策は、この事実を考慮しつたてられなければならない」(傍点引用者)とのべているが、これがマクミランの有名な「変革の嵐」(Wind of change) 演説の要旨(Speech by the Prime Minister, the Right Honourable Harold Macmillan, P. C., M. P., to the Houses of the Parliament of the Union of South Africa, in Cape Town on February 3, 1960, in Peter Calvocoressi, South Africa and World Opinion, Institute of Race Relations, London, 1961, p. 48.)

(2) Baasskap は“boss-ship”をあらわすアフリカーンス語(Afrikaans)で、たゞ「たゞ」一般に「白人の優越」と同義にも使われる。たゞ Elizabeth S. Landis, South African Apartheid Legislation 1: Fundamental Structure, *The Yale Law Journal*, Vol. 71, No. 1, Nov. 1961, p. 2 参照。

(3) Apartheid は“apart-hood”あるいは“separateness”をあらわすアフリカーンス語であつて、ナシヨナリスト党が勝利した一九四八年以後、人種差別政策としての特殊政治的意味をもつて登場してきた。なお、Apartheid のよみかたに關して、たとえば J. ガンサーは“Aparrate” (フオートノイト)と発音すると、H. M. ロバートソンは“The “r” should be well sounded, the main stress placed on the second syllable and secondary stress on the final syllable, which is pronounced “hate” のごとくならい、それとをめぐらすが、この「r」は一般にめづらざらるゝと發音したがる「アパルトヘイト」のことだ。Landis, *ibid.*, p. 2; John Gunther, *Inside Africa*, Hamish Hamilton, London, 1955, p. 446; Hector M. Robertson, *South Africa: Economic and Social Aspects*, Duke Univ., Press Durkham, 1957, p. 122 参照。

(4) 同決議案は賛成六七、反対一六、棄権三三をもつて採決された。なお、国連総会本会議が加盟国除名を決議したのは、国連史上はじめてのことである。

(5) たとえば第一八回国連総会は一九六三年十一月十三日南アフリカ共和国の人種差別政策を非難し、同国に対する経済制裁を要請したアジア・アフリカ三七カ国決議案を、賛成一七で採択している。また本年(一九六四年)五月二十七日には、人種差別問題を討議している国連総会特別委員会が、ウ・タント事務総長と安全保障理事会に報告をおくり、南アフリカ共和国に安保理が経済制裁をくわえるよう勧告した。この勧告をうけた安保理は同年六月十八日、南アフリカ共和国の人種差別政策を非難し、同国政府にこれをあらためさせるため

の必要な措置を講ずる専門委員会設置を、賛成八、反対零、棄権三で決議している。また一九六三年十二月四日には、すべての国連加盟国が南アフリカ共和国に対する武器の売却、輸出をただちに中止するようも求めたノルウェーの決議案を、安保理は全会一致で採択している。さらに国連信託統治委員会も一九六三年十一月八日、南アフリカ共和国の人種差別政策を非難し、同国への経済制裁を要請したアジア・アフリカ三七カ国決議案を採択している。

(6) 註5参照。なお同委員会設置はノルウェー・ポリビア両国の共同提案によるもので、同委員会による調査報告を一九六五年二月末までに理事会に提出させることになっている。

(7) ロイター(ロンドン)一九六四年四月十七日発)——朝日新聞、四月十八日

(8) 同決議案はアフリカ諸国の提案になるもので、賛成六六、反対二三、棄権六をもつて可決された。

(9) 票決は、賛成二五三、反対二四、棄権三五であつた。しかし南アフリカ共和国は、追放後二年間はILOの公約にしばられるというILO憲章の規定によつて、一九六六年三月三十一日までILO加盟国の義務をまもらなければならないことになっている。

(10) これら会議の対南ア非難決議、商品ポイコット決議については、Colin Legum, Pan-Africanism: A Short Political Guide, Pall Mall Press, London & Dunnow, 1962 の Appendices を参照されたい。なお、アフリカ統一機構外相会議は一九六四年三月一日に発表した共同声明のなかで南アフリカ共和国に対する経済ポイコットの強化をうたい、さらに同年七月十七日、第二回アフリカ首脳会議に対して対南ア経済ポイコットの強化を勧告したが、これをうけた同首脳会議は同月二十一日に発表したコミュニケのなかで、①すべての石油産出国に対し南アフリカ共和国への石油供給を緊急に停止するようよびかける、②アフリカ統一機構事務局内部に対南ア制裁を推進するための常設機関を設置し、この機関をつうじて他の国際機構と協力し、南アフリカ共和国に対する経済制裁をあらゆる方法で促進する、③各首脳は南アフリカ共和国のための飛行、航行をするすべての飛行機、船舶に対し、自国の港湾、空港の使用を拒否することをきめた、旨明らかにしている。

(11) C. R. Nixon, "The Conflict of Nationalisms in South Africa", *World Politics*, Vol. XI, No. 1, Oct. 1958, pp. 44-45.

二 アパルトヘイトの実態とその論理

(一) アパルトヘイトの実態

南アにおける人種差別の歴史はふるいが、アパルトヘイトの歴史はあたらしい⁽¹⁾。アパルトヘイトという言葉自体は、前述のように(前項註3参照)元来「分離」を意味するアフリカーンズ語であり、一九五〇年版のアフリカーンズ語辞典 (*Woordboek*

van die Afrikanse Taal. Editor P. C. Schoones et al., 1950) にはじめて収録されたものであるといわれる。⁽²⁾ 事実、一般にアパルト・ヘイトとよぶ場合、それは一九四八年以後政権を独占しているナシヨナリスト党の、一連の人種差別（隔離）政策をさすのであつて、それ以前の伝統的な人種差別政策とは区別することを前提としている。

ここでアパルト・ヘイトの実態についての叙述をおこなうにすぎだつて、前記 *Woordboek van die Afrikanse Taal* に収録されたアパルト・ヘイトの定義を提示しておくのが便宜的であらう。

それによると、アパルト・ヘイトとは、

(a) 同化に反対し、人種・皮膚の色・文化水準の相違にもとづいて区別をおこなふこと、

(b) 統合に反対し、その成員を構成する異つたカラー・グループの個性（一体性）、およびこれらグループの特性・伝統・能力に応じた分離・発展、を維持し恒久化させること、

を一般原則とする、南アフリカの政治的傾向もしくは傾向である。

その実践的適用にあつては、その政策は、なかなすくつぎのような諸手段をふくめたいくつかの措置、試みを包摂している。たとえば居住地域・公共事業・輸送・娯楽等に関する、一定の程度の、純粹に局地的もしくは空間的な分離をつくりだすための手段。たとえば別個の選挙人名簿、国会・州議会における別個の代表権といつた、政治的権利に関する手段。また領土的隔離、たとえば土民地域のように、一個の住民グループが排他的に使用するためのかなり広大な地域の確保といつた事実。

部分的アパルト・ヘイト——たとえば政治、社会、教会といつた、ある特定の分野にかぎられたアパルト・ヘイト。

全面的アパルト・ヘイト——たとえばいく多のパンツール族グループを、ことなつたすべての分野で、完全に分離して発展させること。

政府は、白人・混血（ケープ・カラード）、アジア人、土民に関して、アパルト・ヘイト政策を採用している。白人の圧倒的多数がアパルト・ヘイトをのぞんでいる（アイゼレン）。アパルト・ヘイトは、たんに、各人に所をえさせるといふことを意味しているにすぎない（フルウート）。（アイゼレンは前土民関係相、フルウートは現首相——引用者註）⁽³⁾

ここに定義されたかぎりでは、アパルトヘイトはべつだん非難の対象となるようなものとは思われないであろう。しかし、具体的な政策をべつづれば、たとえばド・キールウィートの「具体的な政治・経済の言葉でいえば、アパルトヘイトは、実際には約一千万のアフリカー人、インド人、混血に対する白人社会の経済的、政治的優越性を維持するために国家権力もちいられるような制度なのである」⁽⁴⁾という批判が、にわかには真実味をおびてくるのである。

それでは、以下、前掲の定義にしたがつて、主要なアパルトヘイト諸立法を、I部分的アパルトヘイト、II全面的アパルトヘイトに分類して列挙することとしよう(なお、部分的アパルトヘイトは便宜的に、(1)政治的アパルトヘイト、(2)経済的アパルトヘイト、(3)社会的アパルトヘイトに細分した)。

I 部分的アパルトヘイト

(1) 政治的アパルトヘイト

バンツー権限法 (Bantu Authorities Act, No. 68 of 1951)⁽⁵⁾ ——バンツール族首長の権威を強化し、土民地域内に伝統的権威の基盤を復活させることによつて、将来バンツール族を別個の部族的社会へおしこめるといつた狙いをもつ。なお、同法の成立によつて、一九三六年の原住民代表法 (The Representation of Native Act, No. 12 of 1936) にもとづく原住民代表審議会 (Native Representative Council) は廃止された。

有権者分離代表法 (Separative Representation Voters Act, No. 9 of 1956)⁽⁶⁾ ——混血(以下、カラードと称す)に対する参政権の制限を目的とするものであり、ケープ・カラードを一般選挙人名簿から分離して別個の選挙人名簿に記載し、国会に四人、州議会に二人の代表をおくりうるにとどめる、といった内容をもつ。なお同法案は一九五一年に上程・可決されたが、これは南アフリカ法(憲法)の改正であるから三分の二の多数決を要するとして最高裁より違憲判決をくだされ(一九五二年、五年後)の一九五六年にいたつて、ようやく憲法改正案を通過せしめ、有効となつたのである。⁽⁷⁾

(2) 経済的アパルトヘイト

産業調停法 (Industrial Conciliation Act, No. 28 of 1956, Amendment Act, No. 41 of 1959)⁽⁸⁾ ——本法は本来雇傭主と雇傭者の調停を目的とするものであるが、同法においては、あるていど保護さるべき雇傭者の範疇から、労働者の大部分を構成する土民雇傭者が除外されているのである。なお、同法が最初に制定されたのは一九二四年であるが、一九三七年にさらに精緻化され、一九五六年にいたつて「雇傭者」の範疇から土民をはつきりと除外した。

土民労働争議調停法 (Native Labour Settlement of Dispute Act, 1953, Act, No. 59 of 1955)⁽⁹⁾ ——土民によるストライキの煽動およびそれへの参加を禁止する。なお、同法は、一九五五年の修正によつて、さらに強化されている。

(3) 社会的アパルトヘイト

失業保険修正法 (Unemployment Insurance Amendment Act, No. 41 of 1949, Act, No. 9 of 1957)⁽¹⁰⁾ ——年収二七三ポンドを下回るアフリカ人は、失業保険基金に寄与しないという理由で、その対象から除外される。

異種族婚姻禁止法 (Prohibition of Mixed Marriages Act, No. 55 of 1949)⁽¹¹⁾ ——すでに一六八五年、ヨーロッパ人は純粋の有色人解放奴隷と婚姻関係をむすぶことを法によつて禁止されていたが、本法によつて、ヨーロッパ人とカラードの婚姻もまた禁止されるにいたつた。なお、異種族間の婚姻外交合については、一九二七年の背徳禁止法 (Immorality Act, No. 5 of 1927) によつてヨーロッパ人とアフリカ人のそれが、また一九五〇年の同修正法 (Immorality Amendment Act, No. 21 of 1950) によつてヨーロッパ人とカラードのそれが、ともに禁止されている。

集団地域法 (Group Areas Act, No. 41 of 1950, Act, No. 65 of 1952, Act, No. 6, No. 68, No. 69 of 1955, Act, No. 29 of 1956, Act No. 57 of 1957)⁽¹²⁾ ——南アの全住民を白人、土民、カラード (インド人・マラヤ人・中国人をふくむ) に三分し、各集団の住居地区の分離 (所有権・居住権の分離) をおこなう。なお各人はその居住地域内でしか事業をおこなうことができない。マラン (元首相) は、

本法をさして「アパルトヘイト政策の心髄⁽¹³⁾」といったが、たしかに、現段階においては、全面的アパルトヘイトにもつともちかい内容をもっているといつていいであらう。

住民登録法 (Population Registration Act, No. 30 of 1950, Act, No. 71 of 1956)⁽¹⁷⁾ ——本法は異人種婚姻禁止法・背徳禁止法のコロラリーであつて、本法のもとで各人は人種別に登録され、所属人種名を記入した証明書を常に携行しなければならぬ。

土民法修正法 (Native Laws Amendment Act, No. 54 of 1952)⁽¹⁵⁾ ——本法によつて、アフリカ土民は、都市に生まれ、かつそこに永住している者、同一の雇傭主のもとで一〇年以上継続的に仕事をしている者、合法的に一五年以上同一地域に居住している者(およびその配偶者、一八歳以下の未婚の子供) 以外は、許可なしに七十二時間以上都市にとどまることはできないことが定められた。なお、一九五七年には、同法をさらに強化した修正法が成立している (Act, No. 36 of 1957)。

パス法 (Native Abolition of Passes and Coordination Documents Act, No. 67 of 1952)⁽¹⁶⁾ ——土民の移動の自由をきびしく制限する目的をもつて制定された法であり、一六歳以上のすべての男子土民は、住民登録法にもとづく身分証明書、および労働監督所の裏書、契約登録、雇傭主の住所氏名、税の支払証明等を記載した「照合手帳」を常時携行しなければならない、と定めている。なお、一九六〇年三月、同法の適用範囲を女子土民にまで拡大したために、シャープビルの暴動⁽¹⁷⁾をひきおこした。

バンツー教育法 (Bantu Education Act, No. 47 of 1953, Act, No. 44 of 1954, Act, No. 36 of 1956)⁽¹⁸⁾ ——本法は、アフリカ人を、かれらの社会的要求ならびに、伝統に沿つて教育することを目的とするものであるが、そのために、アフリカ人教育に関する管轄権をあらたにつくられた(土民間題省)バンツー教育局にあたえらるとともに、土民教育を実質的には教会の手からとりあげて、これを土民社会に委ねる、といった方法をとつている。本法によつて、土民は近代的教育から締めだされてしまつたわけである。

大学教育公開講座法 (Extension of University Education Act, No. 45 of 1953)⁽¹⁹⁾ ——本法によつて非白人は白人大学での受講を禁

止され、また、非白人専用の大学が国家の管轄下に設置されることとなつた。

人種別公共施設基準法 (Reservation of Separate Amenities' Act, No. 49 of 1953, Act of 1960)⁽²⁰⁾ ——南アでは、あらゆる種類の公共施設(たとえば郵便局・駅・ビル等の入口、鉄道の車輛、バス、公園のベンチ、海水浴場、病院等)が白人用、非白人用に区分されているけれども、本法は、それら公共施設の水準がかならずしも平等である必要はない、すなわち不平等であつてもよい旨規定している。

原住民再入植法 (Natives Resettlement Act, No. 19 of 1954)⁽²¹⁾ ——本法によつて、実質的に都市土民はその自由不動産所有権をうばわれ、その結果たとえば、ヨハネスブルグ市の中心街から約七万人の土民が放逐された。

土民禁令強化法 (Native Prohibition of Interdicts Act, No. 64 of 1956)⁽²²⁾ ——本法によつて追放・移送・退去命令の執行は、アフリカ人に関するかぎり、いかなる訴訟手続をもつてしてもこれを阻止することができない旨規定している。

II 全面的アパルトヘイト

バンツー自治促進法 (Promotion of Bantu Self-Government Act, No. 46 of 1959)⁽²³⁾ ——本法のもとにおいて、いわゆるバンツースタン (Bantustan) ——バンツース族の自治州) が設定されることとなつたが、これらバンツースタンにおいては、一九五一年のバンツース権限法にもとづいてバンツース地域当局が立法権をもち、また直接の行政はアフリカ人首長の手でおこなわれることになつてはいるものの、かれらは土民問題省から派遣された白人の土民関係弁務官に従属させられ、かつ同弁務官に対して責任を負ふこととされている。なお、バンツースタンにおける「自治」は、南ア最大の土民地区であるケープ州のトランスケイ (Transkei) でもつとも進展しているが、政府当局は、これをモデル・ケースとして将来におけるバンツースタンの発展を考へているといわれる。⁽²⁴⁾

(二) アバルトヘイトの論理

前項からも明らかなように、アバルトヘイトは、南アフリカ共和国における現在の多人種社会的状況を嚴重に規制してはばかりでなく、最終的には全面的アバルトヘイトによつて多人種社会を解消することを目指している。全面的アバルトヘイトが理想的アバルトヘイト (Ideal Apartheid) といわれるゆえんであるが、アフリカーナーが全面的アバルトヘイトを「理想的」とよぶには、それなりの論理がある。この点についてたとえば G・W・シェフアードは、「アバルトヘイトは……各人種を独立のグループに分離することを意味する。この人種主義は、自決というアフリカーナー・プリンシプルの論理的発展とみられうる」(傍点引用者)とのべ、また、ド・キールウィートも、「かれら(アフリカーナー・ナシヨナリスト——引用者註)の世界観においては、文化的同一性の維持ならびに人種の純潔性の保持こそが、アフリカーナー国民、およびかれらのうちたてた政府にとつての、第一の義務なのである」と指摘している。このことは、アバルトヘイトの創始者でありナシヨナリスト党の指導者でもあつたマランが、一九四八年の選挙当時おこなつた演説のなかで、「われわれヨーロッパ人種は、将来に亘つて、その支配、その純潔性、その文明を維持しうるであろうか、それとも南アフリカにおける非ヨーロッパ人の黒い大海の中にただよい、ついには栄光をもたずして、そのなかに永久に没しきつてしまふであろうか?」(26)と危機感あふれる設問をしたのちに、「党(ナシヨナリスト党を指す——引用者註)は、白人種と非白人種グループとを分離するはつきりした政策(アバルトヘイト)、およびこの分離政策を非白人種グループ相互の場合にも適用することこそが、各人種の特性とその将来を保全する唯一の基盤であり、またそれを基盤としてはじめて、各人種は自己の民族性、資質を發展させ、神からあたえられたその職能をのばす方向にみちびかれうるものと確信する」(28)と断じたことから明らかであろう。

ここで看過しえないのは、各人種が「神からあたえられた職能」をもつていふ観念である。予定説 (Doctrine of pre-destination) に基礎づけられたこの神学的観念は、アフリカ土民が神によつて別個の劣等者、白人の被後見人、ハムの子孫、

選民のために木を切り水をくむ人種として運命づけられた存在であり、現世の終末に神の手ですべての者が平等になるまでは、しかるべくとりあつかわれねばならないという主張をもつて、アパルトヘイトに宗教的正当性をあたえているのである。²⁹⁾ こうした宗教的正統性にささえられて、本来横の系列で考えられるべき人種的分離発展が、縦の系列に固定化される。

かくて、アフリカーナー政府は、バンツール自治促進法を制定するにさいし「すべての民族は固有の自決権を有する」という原理をかかげながらも、³⁰⁾ 逆にバンツールスタンに対する白人の支配体制を確保しようとしているのである。

このような、縦の系列における人種的分離発展方式は、いまひとつの「道徳」観によつてもまたささえられている。すなわち、「白人は生来、黒人よりもすぐれた、強い人種であるから、黒人を搾取したいという誘惑に強くかられる。かくて黒人は、強欲な白人から保護するために指定地^{リザーブ}におかなければならない」という観念がそれである。かくて、マランをつぐナシヨナリスト党の指導者であり、かつアパルトヘイトの強力な推進者でもあつた故ストレイダム（前首相）が、「白人がこの国の非ヨーロッパ人に対してリーダーシップを維持するには、たつたひとつの方法しかない。それは支配である。白人至上主義と呼ぼうがバースカップと呼ぼうがなんと呼ぼうが、それは支配であることにかわりはない……わたくしは言訳などしない。白人が支配するか、さもなければ黒人がひきつぐか、である」とその本音をはいたにしても、それは前述のような神学的観念、および特殊アフリカーナー的「道徳」観の論理をもつてカバーされることとなるのである。³²⁾

もつとも、このような神学的観念に対してはおなじ神学的立場からの批判がないでもない。たとえば一九六〇年十二月にヨハネスブルグで、八つの南アフリカ・プロテスタント教会代表八〇名を集めて開催された宗教会議は、「異人種間の婚姻禁止にはなんら聖書教義上の根拠がない」という点その他についての声明を、すくなくとも出席者の八〇パーセント以上の賛成をえて発表している。³³⁾ しかし問題はあくまでも、アフリカーナーの八〇パーセントを吸収しているといわれるオランダ改革派教会（Dutch Reformed Church）が前述のような神学的観念をつよく支持しているということ、および、アフリカーナー

政府がそれをアパルトヘイトの宗教的根拠として採用しているという事実にある、といわなければならないであろう。

アパルトヘイトを正当化するアフリカーナーの論理は、むしろこれだけにとどまるものではない。たとえば、南アフリカはアフリカーナーの母国である、という論理もまた存在する。このような論理は、南アフリカの歴史に基礎づけられている。それによると、オランダ人植民者は十七世紀中葉にケープに上陸したが、やがて広大な無人の土地に植民を開始したけれども、中央アフリカから南下してくるバンツゥ移民と遭遇したのは、それから一三〇年ものちのことであり、しかも六〇〇マイルもはいつた地点においてであつた。⁽³⁴⁾ そのうえダイヤモンドの発見(一八六七年キンバレー)、金の発見(一八八六年ヨハネスブルグ)を契機とする南ア産業革命の進展がバンツゥ族の労働力を吸収しはじめる以前においては、バンツゥ族は別個の地域社会を形成していたのであり、したがつて、バンツゥスタンの設定は、歴史的人種関係を回復する以上のなものでもない、ということになるのである。その当否は別としても、そのような主張が論理として存在し、アパルトヘイトに主観的正当性をあたえていることは事実である。

- (1) 南アにおける人種差別の傾向は原初的には入植時におけるボーア(アフリカーナー)対土民の關係にみいだされるが、法制度的にみても白人と非白人の差別待遇も最初にみとめた一九一一年の「鉱山労働法」(Mines and Works Act, No. 11 of 1911)・一九一三年の「土民土地法」(Native Land Act, No. 27 of 1913) などですべて確立されており、その後またとなく「土民關係法」(Native Affairs Act, No. 23 of 1920)・「土民都市地域法」(Native Urban Areas Act, No. 21 of 1923)・「土民統治法」(Native Administration Act, No. 38 of 1927)・「原住民代表法」(Representation of Native Act, No. 18 of 1936)とびつたかたさで拡充されてきた。したがつて、一九四八年以来より、徹底的より体系的なかたがた実施されているにしても、そしてその意味ではアパルトヘイトはあたりしといえ、制度的にはやはりそれ以前の伝統的人種差別政策と連続性をもちつてゐることは明瞭である。

- (2) K. L. Roekam, *Apartheid and Discrimination: Some Remarks with Regard to the Relationship between the White and Respective Non-White Ethnic Groups in the Union of South Africa*, Leyden, A. W. Sythoff, Amsterdam, 1960, p. 98.

(30) *Ibid.*, p. 98.

(4) C. W. de Kiewiet, *The Anatomy of South African Misery*, London, Oxford U. P., 1956, p. 49.

- (5) H. J. May, *The South African Constitution*, (3rd edition), Juta & Co., Ltd., Cape Town, 1955, p. 488 條註。
- (6) H. R. Hahlo & Ellison Kahn, *The Union of South Africa: The Development of its Laws and Constitution*, Stevens & Sons Ltd., London, 1960, pp. 155-156 條註。
- (7) Roskam, op. cit., p. 63.
- (8) Hahlo & Kahn, op. cit., p. 777 ff.
- (9) Roskam, op. cit., p. 59; Hahlo & Kahn, *ibid.*, pp. 787-788 條註。
- (10) Hahlo & Kahn, *ibid.*, p. 793.
- (11) G. M. Carter, *The Politics of Inequality: South Africa since 1948*, Thames & Hudson, London, 1958, pp. 76-79.
- (12) Carter, *ibid.*, pp. 84-91; Hahlo & Kahn, op. cit., pp. 807-808; Landis, op. cit., p. 20 ff. 條註。
- (13) Carter, op. cit., p. 84.
- (14) *Ibid.*, pp. 81-84; Roskam, op. cit., p. 58.
- (15) Carter, *ibid.*, p. 117; H. Ellman, *The Application of the Concept of Separate Development to Urban Areas in the Union of South Africa*, in K. Kirkwood (ed.), *St. Antony's Papers*, No. 10, *African Affairs*, No. 1, pp. 125-126.
- (16) Hahlo & Kahn, op. cit., p. 811; Roskam, op. cit., pp. 58-59.
- (17) シヤートンユニオン編『シロバダ' ドウヤダ' N Phillips *The Tragedy of Apartheid. A Journalist's Experiences in the Union of South African Riots*, G. Allen & Unwin Ltd., London, 1961 条註。
- (18) Roskam, op. cit., p. 59; Carter, op. cit., p. 100 ff.
- (19) Hahlo & Kahn, op. cit., p. 812.
- (20) Carter, op. cit., p. 96 ff.; Roskam, op. cit., p. 78.
- (21) Carter, *ibid.*, p. 91; Roskam, *ibid.*, p. 59.
- (22) Roskam, *ibid.*, p. 59.
- (23) Ellman, op. cit., pp. 142-143; Roskam, *ibid.*, pp. 120-121; H. J. de Blij, *Africa South, Northwestern U. P.*, 1962, pp. 254-255
- (24) de Blij, *ibid.*, p. 255.
- (25) G. W. Shepherd, Jr., *The Politics of African Nationalism; Challenge to American Policy*, F. A. Praeger, New York, 1962, p. 116
- (26) de Kiewiet, op. cit., p. 24.

- (27) L. E. Neame, *The History of Apartheid: The Story of the Colour War in South Africa*, Pall Mall Press, London, 1962, p. 73.
- (28) E. A. Tiryakian, "Apartheid and Politics in South Africa", *The Journal of Politics*, Vol. 22, No. 4, Nov. 1960, p. 686.
- (29) T. M. Frank, *Race and Nationalism: The Structure for Power in Rhodesia and Nyasaland*, G. Allen & Unwin Ltd., London, 1960, p. 222.
- (30) Neame, *op. cit.*, p. 158.
- (31) Shepherd, Jr. *op. cit.*, p. 116.
- (32) May, *op. cit.*, p. 153.
- (33) Neame, *op. cit.*, pp. 166-167.
- (34) 南アフリカ H. E. Dr. Hilgard Mullor, "Separate Development in South Africa", *African Affairs*, Vol. 62, No. 246, Jan. 1963, p. 55. 参照。

三 アパルトヘイトの矛盾

以上のように、アパルトヘイトは、基本的には、多人種社会 (Multi-racial society) すなわち複数人種の政治的、経済的、社会的融合ないし統合、を否定するものであるが、それに対する外部からの道徳的批判および圧力の問題はべつとしても、アパルトヘイトの論理には重大な内在的矛盾が存在する。それはひとくちにいって、白人社会にとつての「工業主義 (経済的合理性との矛盾) であり、土着民にとつての「バンツースタンの収容能力・その発展能力との矛盾」である。

I 工業主義との矛盾

南ア問題のするどい観察者ド・キーウィートは、アパルトヘイトの性格について、「アパルトヘイト立法のなかには、新工業地域に対する農村地域の疑惑がはつきりとあらわれている……都市地域への土民の移住を阻止する努力は、土民の都市地域への移動に対する攻撃以上のものであり、都市スラム街の不潔さや犯罪を規制する努力以上のものであり、土民の労働力を農場へむけるための努力以上のものである。それは、現代工業社会の同化的・統合的・統一的性格に対する攻撃である」⁽¹⁾ (傍

点引用者とのべているが、これはまさに適切な指摘であろう。なぜなら、南アにおける現在の多人種的社会状況は、一九世紀末期にはじまる南ア工業主義発展の、必然的コロラリーだからである。

周知のように、一八六七年におけるダイヤモンドの発見、および一八八六年における金の発見は南アの大規模な鉱工業発展の起点をなすものであったが、そのような鉱工業の発展は必然的に多数の労働人口を要求するにいたつた。こうした経済的要求を充足させるために、南アの工業経済を一手に掌握する英系ヨーロッパ人企業家層は、イギリス本国から熟練鉱工業労働者群を移入させるとともに、不熟練労働者として多数のアフリカーナー、および土民をも鉱工業に吸収したのである。鉱業を中心とする南ア工業経済の発展は二〇世紀にはいるや、第一次・第二次世界大戦をダイビング・ボードとして、いちじるしくその規模を拡大するとともに、経済的・社会的可動性を刺激し、いつそう多くのアフリカーナー、および土民を鉱工業労働者として吸収するにいたつた。⁽²⁾しかも、鉱工業労働者数全体にしめる土民労働者のパーセンテージが、一九六〇年の統計でも八九と圧倒的にたかいということは、南アの鉱工業が土民労働力にもつばら依存しているという事実を明確に示している(なお南ア経済が、鉱工業部門にかぎらず、すべての面で土民労働力に依存していることは、第一表にも明らかである)。こうした土民労働者群はたんに量的側面において南ア経済をささえているだけではない。J・リュウインによると、白人労働者の平均年収が八〇〇ポンドであるのに対して、黒人労働者のそれは約一五〇ポンドにすぎないのであるが、このことによつても、南ア経済が質的にも土民のチープ・レーバーによつてつよくささえられていることがわかる。まさしく、ド・キールウィートが指摘したように、「南アの経済制度においては、十分な投資と、給与水準のたかい熟練労働者のかわりに、非熟練労働者のチープ・レーバーがもちいられている。強調符は、生産性と質よりも、むしろ安^{チープ}価^{クオリティ}と量とに⁽⁴⁾おかれているのである。現在、数百万の土民が労働者として都市に居住しているのは、こうした南ア経済の必然的要請を反映するものである。くわえて、南ア経済がこれまでつねに労働力の不足に悩まされてきたという事実を考えれば、土民労働力の切り離しにつながる

第一表 南アにおける人種別労働人口・1960年(単位 1,000人)

	白人	アフリカ人	カラード	アジア人	合計
農業・林業・漁業	118	1,451	119	10	1,698
鉱工業	62	539	4	—	605
製造工業	229	320	97	33	679
建設	72	165	40	2	279
電気・ガス・水道	10	25	3	—	38
商業・金融	234	158	39	27	458
運輸	122	72	17	4	215
サービス	252	813	141	22	1,228
失業者	41	335	90	27	493
合計	1,140	3,877	548	126	5,691

Source: Census Reports, 1960. (D. H. Houghton, The South African Economy, Oxford U. P., London, 1964, p. 224より転載)

アパルトヘイトとアフリカーナー・ナショナリズム

「不思議の国のアリス的アパルトヘイト経済学の、とほうもないバカバカしさ」⁽⁵⁾に気づかざるをえないであろう。かりにアパルトヘイトの自己主張がこうした「経済の壁」にぶつかつて、全面的アパルトヘイトにまで発展しえないとしても、現在の部分的アパルトヘイトですら、すでに工業主義との矛盾を多くもっている。

矛盾の第一は、部分的アパルトヘイトが社会・経済構造における可動性^{モビリティ}の傾向をさらに強めているということである。S・T・ヴァン・デル・ホーストの説明によると、南アの場合、社会・経済構造がカラー・ベイスンで組織されているために、非熟練・半熟練労働者層と熟練労働者・管理者層とのあいだの可動性がほとんどなく、個人の職能を決定するうえに、皮膚の色がその人間の資質や選好とおなじくらい作用するのであるが、部分的アパルトヘイト諸立法にもとづくカラー・バーの強化は、社会的・経済的可動性の欠如↓非効率↓生産性の低水準、という傾向をますます顕著なものにしつつある。

矛盾の第二は、部分的アパルトヘイトが熟練労働者の補充を阻止しているということである。G・M・カーターは「現在の南アが当面している最大の問題は、工業経済における熟練労働者の比率が世界でもつともすくないということである」⁽⁷⁾とのべているが、熟練労働者の過少性に悩む現在の

南アで、部分的アパルトヘイトによつて土民労働者を不熟練労働者の地位に固定することは、工業主義に対する明らかな攻撃とならう。

以上のような矛盾のほか、Z・J・ビーアは、アパルトヘイトへの不信が（国内および海外からの）投資をさまたげ、ためにあたらしい技術・設備の導入が不可能となつてゐる事実、および工業主義発展の土台をなすべき国内市場の開発が、アパルトヘイトの結果としての労働者賃金の低水準によつて阻止されているという事実を指摘してゐる。⁽⁸⁾

このような、工業主義（経済的合理性）とアパルトヘイトの矛盾に關してド・キーウイトがとばした皮肉は痛烈である。いわく、「全面的アパルトヘイトの実践的適用は、南アにとつて経済的自殺を意味するであろう。ところでマラン博士が、アパルトヘイトの放棄は人種的自殺を意味するであろうと主張してゐるからには、皮肉屋は、南アが経済的自殺と人種的自殺のうちのどちらかをえらばなければならないことになる、などというかも知れない」と。⁽⁹⁾

事実、戦後の一時的好況と、政治にたちいらぬという旧來の慣習によつて口をとぎしてゐた南アの資本家・企業家層からも、最近にいたつて強いアパルトヘイト批判の声があがつてゐる。これらの批判のうちでもつとも強い調子をおびてゐるのは、一九六〇年五月にだされた商業會議所連合会（Association of Chambers of Commerce）の声明であるが、同連合会はそのなかで、南アの經濟がマヒ状態にあること、自分たちは自己の見解をおおやけにする義務があると感じてゐること、を卒直に宣言したのち、さらにつづけて、すべての南アフリカ人に經濟的機會の自由をあたえること、（パス法の廃止にまではいたらなくとも）人種關係修正法を制定すること、アフリカ人の労働組合加入を許可すること、およびその他の大幅な改革を要求してゐるのである。⁽¹⁰⁾

經濟界からのアパルトヘイト批判は、たんに資本家・經營者層だけにとどまらない。すなわち、一九六〇年七月に労働組合評議會（Trade Union Council）が政府に手交した覚え書のなかにも、最低賃金制度、アフリカ人の労働加入権、人種のか

んにかかわりなく同一労働に対する同一賃金の原則をまもること、パス法にかえてかんたんな身分証明書制度を施行すること、などの要求がもられているのである。⁽¹⁾ この要求が、本来アフリカー人労働者と競合するはずの立場にたつている白人労働者団体からされたことをみても、「経済的自殺」への恐怖がいかに大きいかがわかるであろう。

II バンツースタンの収容能力・発展能力との矛盾

いまここで、南アの白人経済とアパルトヘイトとのあいだに重大な矛盾が存在しないと仮定しても、アパルトヘイトの論理的帰結であるバンツースタン計画それ自体のなかには、やはりいちじるしい非現実性がふくまれている。

その第一は、バンツースタンの収容能力にかかわる非現実性である。バンツースタン計画は、基本的には一九五五年のトムリンソン委員会報告にもとづきつつ多少それに修正をほどこしたものであつて、現存する二六四のアフリカー人指定地^{リザーブ}を Tswana Block, Benda-Tsonga Block, Pedi Block, Swazi Block, Nuclear Zulu Block, South-Eastern Nguni Block, South-Sotho Block の七地区に集中しようとする。⁽²⁾ しかも、同委員会の提案によれば、これらバンツースタンに割当てられた総面積はわずか六五〇〇〇平方マイルであつて、(南西アフリカをふくむ) 南ア総面積四七二〇〇〇平方マイル強の約一三パーセントにしか相当せず、比較的立地条件のよいシスケイ (Ciskei) においてすら、一人あたり面積は約四エーカーにしかならない。経済学者たちが一致して、最低限度の経済単位として一二五エーカーの土地が必要であると主張することから考えても、バンツースタン計画がいかに非現実的なものであるかが明瞭となろう。⁽³⁾ 一九六〇年センサスによるとバンシー土民の総人口は約一〇八〇万人である(第二表参照)が、これらのうち約二〇〇万人以上が白人農場で、約三〇〇万が都市の白人企業で、それぞれ労働に従事しているということ、すなわち指定地^{リザーブ}に常時居住している土民は約五〇パーセントであるということを考慮にいれてさえも、なおバンツースタン計画は、収容能力に関していちじるしい非現実性をいだいているといわなければならない。

第二表 南アにおける人種別人口・
1960年 (単位 1,000人)

		人 口	百 分 比
白	人	3,068	19.4
アフリカ	人	10,808	68.2
カラド		1,488	9.4
アジア	人	477	3.0
合	計	15,841	100

Source: Census Reports. (Houghton, op. cit, p. 221
より転載)

といわれるべきものであろう。

- (1) C. W. de Kiewiet, fears and pressures in the Union of South Africa, in C. G. Haines (ed.), *Africa Today*, The Johns Hopkins Press, 1955, p. 216.
- (2) ナムベグ, Thomas Karis, South Africa, in G. M. Carter (ed.), *Five African States: Responses to Diversity*, Cornell U. P., New York, 1963, pp. 476-477 参照。
- (3) Julius Lewrin, Politics and Law in South Africa: Essays on Race Relations, Monthly Review Press, 1963, p. 15.
- (4) de Kiewiet, The Anatomy of South African Misery, p. 68.
- (5) Ibid., p. 70.
- (6) Sheila T. Van der Horst, "The Union of South Africa: Economic Problems in a Multiracial Situation", *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 298, March 1955, p. 75.

バンツースタン計画における非現実性の第二は、その発展能力に関するものである。

政府はバンツースタンの開発について、農業部門の充実を第一目標におき、工業に関しては、バンツースタンの内部ではなく、その周辺に白人企業を配置する方式を採用しているが、⁽¹⁴⁾ そもそもバンツール族に割当てられている南アの土地が農業には極めて不適当である⁽¹⁵⁾ という点からみれば、この方式によつて、バンツースタンの収容能力の質的向上をもたらしうるとは、とうてい考えられないのである。

以上のように、バンツースタンが量的にもいちじるしく狭隘であり、しかも経済的ポテンシアルにも欠けているとすれば、それはまことに「白人の愚しさと黒人の無能力との不似合な結婚であり、貧困と絶望をそだてうるだけのもの」⁽¹⁶⁾ (ド・キークウィート)

- (7) G. M. Carter, "The Consequences of Apartheid", *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 306, July 1956, p. 39.
- (8) Z. J. de Beer, *Multi-Racial South Africa: The Reconciliation of Forces*, Institute of Race Relations, Oxford U. P., 1961, pp. 26-27.
- (9) de Kiewiet, *fears and pressures in the Union of South Africa*, p. 215.
- (10) de Beer, *op. cit.*, p. 33 参照
- (11) *Ibid.*, p. 34.
- (12) Summary of the Report of the Socio-Economic Development of the Bantu Areas Within the Union of South Africa, *The Government Printer*, Pretoria, 1955, pp. 181-182. なお政府は「同委員会の提案を全面的に承認してはならないが、ハンツースタン計画に関しては大幅にそれに基づいて」。そして「最終的には政府は、North Sotho, South Sotho, Swazi, Tsonga, Tswana, Venda, Xhosa, Zulu の八地区にハンツースタンを創設することを決定している」。
- (13) de Blij, *op. cit.*, pp. 251-252. 事実「カーターの指摘によると、リザーヴにおけるアフリカ人の土地所有は最高六エーカー程度であつて、リザーヴの土民たちは、生存線の維持に必要な経費の三分の一をリザーヴの外へでている土民労働者の収入にもとめなければならないのである」。
- G. M. Carter, *Independence for Africa*, F. A. Praeger, New York, 1960, p. 63.
- (14) de Blij, *op. cit.*, p. 258.
- (15) de Kiewiet, *A History of South Africa, Social and Economic*, Oxford U. P., 1950, p. 259 参照。
- (16) de Kiewiet, *The Anatomy of South African Misery*, p. 72.

四 アフリカーナー・ナショナリズムのゆがみ

かくて、アフリカーナー・ナショナリストのアプローチは明確である。かれらは「経済発展を是認しはするが、自分たちがもつとも基本的な目標であると考えているもの、すなわち、アフリカーナー主義 (Afrikanerdom) の安全保障を犠牲にしてまでそれをおこなおうとはしない⁽¹⁾」のである。しかし、前述のように、それが経済的自殺にまで発展する可能性を内包しているとするならば、アフリカーナー・ナショナリズムは人種的偏向をあまりにもつよくもちすぎているといわなければならない

ない。これは明らかにアフリカーナー・ナシヨナリズムのゆがみであろう。

ここでわれわれは、「アフリカーナーの政治的企図を決定しているものは、現代アフリカーナーがもっている心理的遺産である」(傍点引用者)というG・H・カルピンの言葉⁽²⁾を思いだす必要がある。まさしく、アフリカーナー・ナシヨナリズムのゆがみは、アフリカーナーの過去の遺産である心理的ゆがみの現代的復原にはかならないのである。かくてわれわれは、アフリカーナー・ナシヨナリズムのゆがみを捕捉するにあたつて、かれらの過去に問いかけねばならない。この場合われわれは、「アフリカーナー・ナシヨナリズムは敗北のにがい経験、人種の包囲への恐怖感、からうまれ、経済的不安定感、社会的・文化的挫折感というクライメートのなかでそだち、活性化してきた」⁽³⁾というS・パターソンの指摘にもとづいて、グレイト・トレック (Great Trek)、ボーア戦争 (Anglo-Boer War)、プアー・ホワイト問題等を中心に考察をすすめれば、それで十分であろう。

さて、ここで最初にグレイト・トレックをとりあげるのは、それがアフリカーナー・ナシヨナリズムの創成に重要な役割をはたしていると考えられるからである。たとえばニクソンは、「アフリカーナー・ナシヨナリズムの根はふかく十九世紀にある。ケープのオランダ移民・ユグノー移民 (これらがのちにアフリカーナーを形成する——引用者註) はイギリスの統治に抵抗し、一八三〇年代にはイギリス植民地から未踏の内陸部へむかつてグレイト・トレックを開始したが、そこでかれらはあたらしい独立国である南アフリカ共和国 (のちのトランスバール共和国——引用者註)、オレンジ自由国を建設した。ボーア戦争でイギリス人がこれらの地域を占領し、さらにつづいてそれら地域の豊かなダイヤモンド・金を採掘しはじめたために、アフリカーナーのがわにおける挫折感といちじるしい不満とが根をおろすこととなつたが、それはこんにちのアフリカーンズ語系南ア人と英語系南ア人との関係にはつきりあらわれている。このナシヨナリズムは、自己の文化的・宗教的遺産に誇りをもち、みずからを、イギリス人の政治的、経済的支配からはなれた自由な独立国をつくる権利をもつ明確な一ユの民族である

と感じている、ヨーロッパ民族のナシヨナリズムである」⁽⁴⁾とのべているが、この言葉は、アフリカーナー・ナシヨナリズムがグレイト・トレックを起点として生成した事実を、はつきりと指摘している。

ところでグレイト・トレックの原因については、たとえばペターソンは、ケープ・イギリス植民地当局による一八三四年の奴隸解放令とアフリカーナー的生活様式の矛盾ならびにそれにとまなう経済的損失、おなじく一八二八年の総督令五〇号によつてイギリス当局がアフリカー人の横行に対する規制を廃止したことへの怒りと不安感、イギリス当局の干渉に対する反感、土地の不足等をあげているが、このことは、グレイト・トレックの指導者ビエト・レティーフ (Piet Retief) による以下の「フォルトレックス宣言書」にも明らかである。すなわち、「……われわれは不正な浮浪人によつて紊乱されたこの国に失望を禁じえない。奴隸解放やカファイア戦争による損害、宣教師の偏狭にして不正なる態度、主従の秩序破壊に対し心からなる不満をいだくものである……われわれはより平安な国を欲するがゆえにこの国をたちさることを厳肅に声明する。人命と財産を保護する所存であり、侵略者に対してこれを擁護することは正当防衛であると確信する……われわれは英国政府がわれわれよりこれ以上なものをも要求せず、将来もまたならん干渉することなく、われわれに自治をゆるすであらうことを確信してこの国をさるものである……」⁽⁶⁾と。

ここでこれ以上グレイト・トレックを詳細にわたつて論ずる必要はない。われわれはただ、かれらの不満およびそこから派生する心理的ゆがみを捕捉すればそれで十分である。

さて、以上のような背景にもとづくグレイト・トレックを契機として、アフリカーナーのあいだにひとつの人種的神話がつくりあげられた。すなわち、かれらはグレイト・トレックを旧約聖書における出エジプト記のアナロジーとして説明するのである。そのような論法においては、ケープのイギリス人は「エジプト人」であり、トランスバール共和国、オレンジ自由国は「約束の地」であり、黒人は「異教徒」であり、そしてアフリカーナーは「選民」⁽⁷⁾であつた。

一般に神話は、不安感、危機感、挫折感などをカバーしようとする場合に造成され、あるいは巨大な力を発揮するといわれるが、前述のようなアフリカーナーの人種の神話は、まさしくかれらが当時おかれていた危機的状况およびそれにもとづく不安感、挫折感を明確に反映している。「短期的にみれば、トレックは多くの人がとらえて、経済的利得をではなくて、経済的損失を意味した。他方被抑圧民族が自由をえようとしてたまたかつたのだという解釈は誇張されすぎているくらいがある。ネイションを形成しようとする要素はたしかにあつたけれども、それは、目にみえる結果をうみだすには、なお長期にわたつて機能しなければならなかつた」というA・ケツベルジョーンズの指摘をまつまでもなく、当時のトレッカーたちには、未来への明るいヴィジョンよりも、不安感、挫折感の方がより重大な影響をあたえていたであろうことは、容易に推測されるのである。

こうした精神的重圧にくわえて、外部世界から隔絶された状況のなかで牛車を駆り、牧草をもとめて転々としていたという物理的環境、子弟にろくな学校教育も受けさせられず、いく世代ものあいだ目にふれる活字といえばただバイブルだけといった文化的条件のなかで、アフリカーナーはみずからの存在理由を確認するためにカルヴィニズムを独自の立場から再解釈し、特殊南ア的人種的コンテクストにおいてそれを再構成したのであつた。⁽⁸⁾

こんにち、アフリカーナー・ナシヨナリストがみずからを、神のさだめた道をすすみつつ、外部の悪しき力とたたかうユニークな集団であるとみなしていることは、現代のアフリカーナー・ナシヨナリズムと、異常な物理的・文化的条件のなかで造成された前述の神話とが直線的にむすびついていることをものがたつている。その神話においては、イギリス系白人勢力に対する劣等感、挫折感、土着の黒人勢力に対する恐怖感、屈折したかたちで、選民意識にもとづく自己の優越感へと転化しているのである。

初期の段階におけるこのような心理的遺産のゆがみは、ボーア戦争（一八九九—一九〇二）を契機として、さらにその度をく

わえることとなつた。周知のように、金の戦争とよばれるボーア戦争は、一八六七年におけるダイヤモンド発見、一八八六年における金の発見を契機とした英系白人の長期的侵略と、それに対するアフリカーナーの抵抗の、いわば総決算であつたが、そこでの敗北は、たんなる軍事的敗北以上の心理的傷痕をアフリカーナーにのこした。ド・キーウィートの表現によれば、「ボーア戦争は大部分のアフリカーナーに、敗北の苦痛と、過ぎさつた悲しみについてのいたましい記憶をのこした。敗北感を一掃し自分たちからむりやり奪いさられたものを取りもどしたいという気持ちに支配されるようになった結果、かれらは過去から顔をそらすことができなくなつた。思想も感情もかたくなまでに過去にむかつてながれるようになった」のである。このようにいつたん過去へむかつてながれたアフリカーナーの思想や感情は、かれら特有のゆがみをもつてふたたび現在へと還流する。しかもどちらかといえば「グレイト・トレックというできごとそのものがすでに伝説の領域へはいつた」⁽¹²⁾のに対して、ボーア戦争は時間的により現在に接近しているばかりでなく、英系白人の侵略性がことのほか顕著であつた⁽¹³⁾ということ、および戦争がアフリカーナーによるゲリラ戦の段階にはいつた時期に英系白人がおこなつた農家焼払い⁽¹⁴⁾、アフリカーナー非戦闘員に対する非人道的処遇⁽¹⁵⁾などのために、ぬぐうべからざるなまなましさをかれらの記憶にそえているのである。「戦争(ボーア戦争をさす)引用者註」がのこした苦汁は、現在の諸結果に投射されている⁽¹⁶⁾というB・サックスの言葉は、まさしくボーア戦争によつてその度をくわえたアフリカーナーの心理的ゆがみと、現在におけるアフリカーナー・ナショナリズムのゆがみとのより、顕著な連続性を適確に指摘している。かかる意味において、まことに「ボーア戦争への理解は現代南ア問題への出入口である」⁽¹⁷⁾。

もつとも、このようなアフリカーナーの心理的ゆがみは、ボーア戦争以後英系白人がその罪悪感から意識的に採用した宥和政策⁽¹⁸⁾のゆえに、しばらくのあいだは、むしろポテンシャルなかたちで持続することとなつた。それはたとえば、南ア戦争以後成立した(一九二〇年)南ア連邦の初代首相に任ぜられたボータ(Botma)が、アフリカーナーであつたにもかかわらず

親英的立場をとつたこと、および、ポータを批判し、「イギリス人はつねに異邦人であり敵である¹⁹⁾」という態度をとりつづけた(アフリカーナー出身の)次代首相ヘルツォグ(Hertzog)すらせいぜいのところ、アフリカーナーと英系白人はそれぞれ別の集団として発展すべきであるといういわゆる「両民族並行発展」概念(Two Stream Concept)を主張したにとどまつたことにもあらわれている。しかし限定されたかたちで展開されたにもせよ、ヘルツォグ的アフリカーナー主義は、うつけきしたアフリカーナーの民族感情の導路としての存在理由をもつていた。したがつて世界恐慌による金本位制の崩壊、南ア経済の危機を契機として、ヘルツォグが親英的なスマッツ(Smuts)と妥協した(一九三三年)ことが、アフリカーナー・ナショナルイズムの重大な危機として受けとられたのは当然であつた。マランが「アフリカーナー・ナショナルイズムの喪失をおそれて」²⁰⁾ヘルツォグのナショナルリスト党から分離し、純正ナショナルリスト党(Purified Nationalist Party)を結成したのは、この時点においてであつた。この時点でマランは、アフリカーナーの民族的統一、英系白人の漸次的同化を基盤とし、それを前提として英系白人に公民権をみとめるようなアフリカーナー共和国の創設を、いかえれば非アフリカーナー分子のアフリカーナー化を、構図にえがいたのである。²¹⁾したがつて、一九四八年以後におけるマランイズムの勝利、ないしアフリカーナーの心理的ゆがみの顕在化は、すでにこのときからその基盤をかためつつあつたといえる。

こんにち、アフリカーナーのあいだでは、アフリカ人を第一の敵とし、英系白人を第二の敵とする歴史解釈がおこなわれているといわれるが、²²⁾アフリカ人が現代的な意味で当面の敵とみなされるにいたつた原因は、これをプアー・ホワイト問題にもとめなければならぬであらう。

プアー・ホワイト問題は、すでに十九世紀末フロンティアが消滅するとともに発生したといわれる。²³⁾その内在的要因としては、ローマン・ダッチ法にもとづく土地の均分相続によつて農地が零細化する傾向をもつていたことがあげられるが、²⁴⁾さらにくわえてボーア戦争による農地の荒廃、第一次大戦による農産物価格の下落、大恐慌等のために、おおくのアフリカ

ナー農民が土地からきりはなされることとなつた。かくてブアー・ホワイトの数は年をおつて増加し、一九二〇年代末期には全白人の一ニ一六パーセント(二二万—三〇万)、一九三〇年代初期には二〇パーセントにたつたが、その多くはアフリカーナーが占めていた。カーターの指摘によると、一九二〇年以後の十年間に全アフリカーナーの五分の三がブアー・ホワイト、あるいはそれにちかい地位にまで下落したということである⁽²⁶⁾。

技術をもたないこれらブアー・ホワイトにとつて、すでに労働者化し不熟練労働部門に大量に進出していたアフリカー人の集団は、重大な競争勢力であつた。ことにアフリカーナー・ブアー・ホワイトは、工業を独占している英系白人のうえからの圧力と、競争的な労働力供給源としてのアフリカー人のしたからの圧力とによつて、二重の苦悩をあげわうこととなつた。

これに対して政府のがわから、白人の不熟練労働者に一定の職域と、(その生産性にかわりなく)文明人としての必要に応じた報酬とを保障する一連の救済措置がこうじられ、ブアー・ホワイトの問題は、経済的・社会的には徐々に解消されていつたが、心理的にはこんにちにいたつてもいぜんとしてつよい支配力をアフリカーナーに対してもつている。すなわち、カーターの言葉にしたがえば、「アフリカーナーはヘブアー・ホワイティズム」の危険をあまりにもしばしば想起しすぎるためにアフリカー人の進出に対する恐怖感を緩和することができない⁽²⁸⁾のである。「ブアー・ホワイティズムの遺産は、かつておちこんでいたカファイア・ステイタス(都市において非白人がつく職業上の地位——引用者註)にちかい地位からひきもどされた人びとのほげしい人種の偏見、狭隘なナショナルリズム……のなかにのこつている。……以前ブアー・ホワイトであつた者およびその子弟は現在都市周辺に住んでいるが、南アをだれに統治させるかはかれらの投票が決定する⁽²⁹⁾」というバターソンの言葉は、ブアー・ホワイトの心理的遺産が現在のアバルトヘイトのイデオロギーおよび政策に決定的な影響をもつていことを、はつきりとものがたつていのである。

以上にのべたごとく、アフリカーナーの心理的ゆがみはグレイト・トレックを契機として形成され、ボーア戦争によつて

その度をくわえ、さらにプアー・ホワイト問題をうじて、対英系人、対アフリカ人というその二面的構造を完成させた。そして一九四八年にマランの指導下にナショナリスト党がアフリカーナーの約八〇パーセントを結集して政権を掌握するや、このような心理的ゆがみは、アムルトヘイトというより、徹底した人種差別政策のかたちで、一挙に顕在化するにいたつたのである。

- (1) G. M. Carter, "Union of South Africa: Politics of White Supremacy", *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 298, March 1955, p. 148, R.
- (2) G. H. Calpin, *There are no South Africans*, Thomas Nelson & Sons Ltd., London, Reprinted in 1946, p. 285.
- (3) S. Patterson, *The Last Trek: A Study of the Boer People and the Afrikaner Nation*, Routledge & Kegan Paul, London, 1957, p. 3.
- (4) Nixon, *op. cit.*, pp. 45-46.
- (5) Patterson, *op. cit.*, p. 20. 44頁シムソント・マントツとシムソントの「より詳細な叙述は」E. A. Walker, *The Formation of New States, 1835-1854*, in Walker (ed.), *The Cambridge History of the British Empire*, Vol. III, Cambridge U. P., London, 1963, p. 325. フォトを参照。
- (6) 吉田賢吉『南阿聯邦史』昭和十九年、高山房、一三三頁以下。
- (7) Frank, *op. cit.*, p. 221 44頁 N. Mansergh, *South Africa 1906-1961: The Price of Magnanimity*, G. Allen & Unwin Ltd., London, 1962, p. 61 参照。
- (8) A. Keppel-Jones, *South Africa: A Short History*, Hutchinson's U. P., London, 2nd edition, 1953, p. 65.
- (9) カルウイニズムを再解釈し、再構成する過程でオランダ改革派教会と神学的リムラリズムをめぐる論争がおこつたが、トレッカーたちは自己の立場を強化するためにスコットランドからプレスウィタリアン派の牧師を招へいし、それら牧師の手で、将来アムルトヘイトにつながる予定説を確立したのであるとつかわれる (Frank, *op. cit.*, p. 221)。
- (10) Patterson, *op. cit.*, p. 294
- (11) de Kiewiet, *fears and pressures in the Union of South Africa*, p. 205.
- (12) Patterson, *op. cit.*, p. 22.
- (13) たとえば、このために列国はこぞつてイギリスを非難したが、イギリス国内においてもチェンバレンおよびミルナーの対南ア強硬態度に対して、党首キャンベルバインナーマンをはじめとして、自由党は(一部のインペリアルイストをのぞけば)ボーアとの妥協を主張していた。こと

にロイド・ジョージのごときは、「われわれは権利の平等をうるためにこのたたかいははじめたが、いま併合のためにこのたたかいをつづけている」と明確な反戦的論陣をはつたのであつた。また一九〇〇年十月の総選挙においては、統一党(保守党と自由党インペリアルリスト)の得票二四二八、四九二に対し、自由党は二、一〇五、五一八票をえて、「この選挙はボーア戦争に対する反対が、前世紀、国民の従事したところのおそらくいかなる戦争に対するよりも多数であることを示している」(スペンダー)とまでいわしめたほどであつた(吉田、前掲三六六―三六八頁)。

(14) ボーア戦争における戦力はイギリスがわが圧倒的にまなつていたために、一九〇〇年末ごろからボーアは主としてゲリラ戦をもつて抵抗をつづけるにいたつたが、これに対してイギリス軍はボーア農家の焼払い戦術をもつて応じた。その理由は、第一にボーアの農家はゲリラの安全な避難所であり、第二に衣服・食糧の補給所であり、第三に諜報機関であるからである。しかしこのような戦術は諸外国においてのみならず英國においてすら非難のまこととなつた(吉田、前掲三七三―三七四頁)。

(15) イギリス軍による農家焼払いなどの結果、多くのボーア非戦闘員が住居、食糧を奪われ、路頭にまよう結果となつたが、イギリスがわではその対策としてこれら非戦闘員を収容所へ収容した。しかしその設備、衛生条件などが劣悪であつたため、約二六、〇〇〇名の婦女子が死亡するにいたつた。農家焼払いとならぶこの悪名たかい事件は、こんにちにいたるまでかれらの記憶から遠のかず、怒りと悲しみをこめてかたられづる「われわれ」の悲劇といつては、たゞさか A. Paton, *Hope for South Africa*, F. A. Praeger, New York, 1959, p. 35. 及び L. M. Thompson, *The Unification of South Africa 1902-1910*, Oxford U. P., London, 1960, p. 12; L. Marguard, *Peoples and Policies of South Africa*, Oxford U. P., Cape Town, 2nd edition, 1960, p. 19. など参照。

(16) B. Seels, *The Road to Sharpsville*, Dobson Books Ltd., London, 1961, p. 15.

(17) de Kiewiet, *The Anatomy of South African Misery*, p. 8.

(18) この点については、たゞさか Lewin, op. cit., pp. 24-25 を参照。なおリヒュウインは、「こゝに述べられたアフリカーナーによる南ア連邦政治へと一歩一歩近づいてきたのが南ア戦争であつたというところは、歴史の皮肉である」(p. 26) とのべているが、英系白人の政治的後退は、たしかにボーア戦争後の対アフリカーナー宥和政策に端を発するものであつた。

(19) J. A. I. Agar-Hamilton, *South Africa*, J. W. Arrowsmith, London, 1934, p. 59.

(20) E. A. Tryakian, "Apartheid and Politics in South Africa," *The Journal of Politics*, Vol. 22, No. 4, Nov. 1960, p. 684

(21) Rene de Villiers, *Political Parties and Trends*, in Calpin (ed.), *The South African Way of Life: Values and Ideals of a Multiracial Society*, William Heinemann, 1953, pp. 134-135.

(22) Lewin, op. cit., p. 15.

- (23) Karris, op. cit., p. 477.
- (24) Patterson, op. cit., p. 137.
- (25) *Ibid.*, p. 140.
- (26) Carter, *Independence for Africa*, p. 68.
- (27) この点については、たとへば Patterson, op. cit., pp. 142-143 を参照。
- (28) Carter, *Independence for Africa*, p. 69.
- (29) Patterson, op. cit., p. 143.

五　　む　　す　　び

以上においてわれわれは、アフリカーナーの心理的ゆがみ↓アフリカーナー・ナシヨナリズムのゆがみ↓アパルトヘイト、というラインを追究してきた。

もちろんアパルトヘイトをうみだした要因はこのラインのそとにも存在するであろうし、また心理的ゆがみがどのような条件のもとでナシヨナリズムのゆがみに転化し、さらにそれがどのような条件のもとでアパルトヘイトをうみだすにいたつたかについては、より詳細な実証的研究が要求されるであろう。しかし、いずれにしても、たんに過去の人種差別の歴史の延長線上にアパルトヘイトをおいて理解するだけでは不十分である。すなわち、アフリカーナーがグレイト・トレック以来徐々に蓄積してきた特殊な心理的ゆがみへの分析なしには、アパルトヘイトをうみだしたかれらの神秘的な性格を理解することはできない。本稿の目的は、このようなアフリカーナーの神秘的性格をその心理的ゆがみの遺産との関連において把握することにある。

こんにち、南アのアパルトヘイトに対する非難はグローバルな規模にまで拡大し、その調子はますますたかいものになりつつある。いうまでもなくわれわれは、それらの非難がもつ倫理的・道德的正当性を全面的に承認しなければならない。しか

しながら、アパルトヘイトの論理とその特殊南アの「正統性」を捕捉し、南アの歴史に対する事実認識を土台としてでなければ、これら非難に実質性をもたせることはできないであろう。

アパルトヘイトのような特殊な性格をもつた問題を対象とするとき、われわれはまずその問題を条件づけている状況の文化的異質性を解明し、それと自己との文化的距離をはつきりと認識することからはじめなければならない。そして本稿もまた、その試みの一つにすぎないのである。(二九六四・一〇・一〇)